暮らしの情報

information

まちのお知らせ

役場湯本出張所の廃止について

3月1日より開設してまいりました湯本出張所は7月31日をもって廃止することとなりましたので、お知らせします。

廃止に伴い住民票、課税証明などの発行業務は役場本庁舎のみとなり、ご不便をおかけしますがご理解くださるようお願いいたします。

また、湯本出張所で行っておりました保健に関する届出・申請（妊娠届、母子手帳・妊婦検診受診券交付申請、社保乳幼児医療費窓口無料化受給者証交付申請、各種予防接種申請など）については、8月1日より役場町民保健グループで受付けいたしますので、併せてお知らせします。

◆**問い合わせ**
町民保健グループ
☎0240－27－2113

放射性物質に汚染された恐れのある草木などの焼却について

除草、剪定などを行った草木などについては、焼却処分を行うと放射線量が高くなる場合があり、灰が飛散する恐れがあります。搬出先を現在検討中ですので焼却処分は行わず、敷地内に仮置きくださるようお願いします。なお、搬出先については、決定次第広報誌などにてお知らせします。

◆**問い合わせ**
・福祉環境グループ
☎0240－27－2115
・除染対策グループ
☎0240－27－4162

後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度の「被保険者証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」が新しくなります。

●**後期高齢者医療被保険者証**
後期高齢者医療被保険者（75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障害をお持ちで申請により被保険者となっている方）には、更新時期となりましたので、有効期限（平成24年7月31日）までに新しい被保険者証を交付します。

平成24年8月1日から使用するコスモス（薄いピンク）色の被保険者証は、平成24年6月1日現在の避難先など住所に簡易書留でお送りします。

8月1日以降に75歳になる方には、誕生日の前に被保険者証などの案内を差し上げます。

●**後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証**
世帯全員が住民税非課税の場合に申請により交付されます。

この認定証を病院に提示することで、一月の窓口支払いが一定までの金額にとどめられます。

認定証の有効期間は、原則、申請した月の1日から次の7月31日までです。

現在、認定証をお持ちで8月1日以降も認定証が必要な方は、改めて申請の手続きが必要です。また、過去12か月の入院が90日を超える方は入院日数が確認できる書類（領収書など）をお持ちください。

※一月当たりの窓口支払いの上限額は、所得に応じて異なります。

●**特定疾病療養受領証**
厚生労働大臣が指定する疾病の治療が必要な場合は、申請により交付される「特定疾病療養受領証」を病院に提示することで、その疾病にかかる自己負担限度額が1医療機関につき一か月1万円までになります。

【指定されている疾病】
・人工透析が必要な慢性腎不全
・先天性血液凝固因子障害の一部
・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症
※主治医の証明が必要です。

●**高額療養費**
一月に支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額が支給されます。

●**高額介護合算療養費**
医療と介護保険の両方のサービスを利用されている世帯の負担を軽減する制度です。一年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合、その超えた金額が支給されます。

※高額療養費および、高額介護合算療養費の支給対象者には申請書をお送りしますので、忘れずに提出してください。

◆**福島県後期高齢者医療広域連合からのお願い**
住所地以外に避難されている方へ被保険者証や各種通知書などをお送りできるようにするため、送付先変更届出書の提出をお願いします。

また、避難先が変更・終了となった場合は、その都度、届出をしてください。

◆**提出先**
福島県内の各市町村役場の後期高齢者医療担当窓口
（福島県内各市町村窓口で受付できますので、最寄りの市町村の後期高齢者医療担当窓口に提出してください。）

◆**問い合わせ**
町民保健グループ
☎0240－27－2113

広野町国民健康保険からのお知らせ

●**国民健康保険高齢受給者証**
70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方に交付している国民健康保険高齢受給者証の有効期限は平成24年7月31日までとなっております。**8月からの新しい高齢受給者証を7月末頃お送りいたします。（世帯主の方の避難先住所に送付します。）**

有効期限のきれた受給者証は回収いたしますので、役場に用事があるときなどにお持ちください。

●**限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証**
現在、入院中の方などに発行している限度額適用認定証などの有効期限が平成24年7月31日までとなっております。引き続き8月以降もこの認定証が必要な方は、改めて申請の手続きをお願いいたします。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている方で過去12カ月の入院が90日を超える方は入院日数が確認できる書類（領収書など）をお持ちください。

●**国民健康保険特定疾病療養受療証**
厚生労働省指定の特定疾病で、長期にわたり高額な医療費がかかる場合、申請により交付される特定疾病療養受療証を医療機関の窓口に提示すれば月額1万円（上位所得者については2万円）までの自己負担額となります。

現在、交付を受けている方の特定疾病療養受療証の有効期限は平成24年7月31日までとなっております。引き続き8月以降もこの受療証が必要な方は、印鑑と有効期限のきれた受療証をお持ちになり役場窓口で更新の手続きをお願いいたします。

◆**問い合わせ**
町民保健グループ
☎0240－27－2113

教育

広野小・中学校の開校状況について

いわき市内で既に再開している広野小学校（いわき市立中央台南小学校内）および広野中学校（いわき市立湯本第二中学校内）は、